

指定給水装置工事事業者

申請方法

(指定・更新・変更)



<目次>

1. はじめに	1
2. 各申請（指定・更新・変更）	1
(1) 指定	1
(2) 更新【有効期限の30日以内】【手数料：10,000円】	1
(3) 変更【期限は下表参照】【手数料：なし】【廃止・休止・再開含む】	2
3. 提出書類	3
●提出書類一覧（「○」印：必要書類）	4
4. 各提出書類の注意事項及び記入例	5
(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（第1号様式）	5
(2) 誓約書（第2号様式）	5
(3) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（第3号様式）	5
(4) 指定工事事業者 廃止・休止・再開 届出書（第4号様式）	6
(5) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第5号様式）	6
(6) 機械器具調書（別表(第4条)）	7
(7) 事業所の所在地を示す地図と外観写真	7
(8) 履歴事項証明書（登記簿謄本）	7
(9) 定款又は寄付行為の写し	7
(10) 新規及び更新時確認シート	7
(11) 各様式記入例	8
【参考】	20
(1) 指定の基準（3要件）	20
(2) 届出に係る関係法令	20
【問合せ先】	21

1. はじめに

本資料は、習志野市指定給水装置工事事業者の指定等各種申請方法をまとめたものです。習志野市企業局の給水区域内で給水装置工事を施行する事業者、あるいは施行しようとする事業者は、以下に記載する手続きを遅滞なく行って下さい。

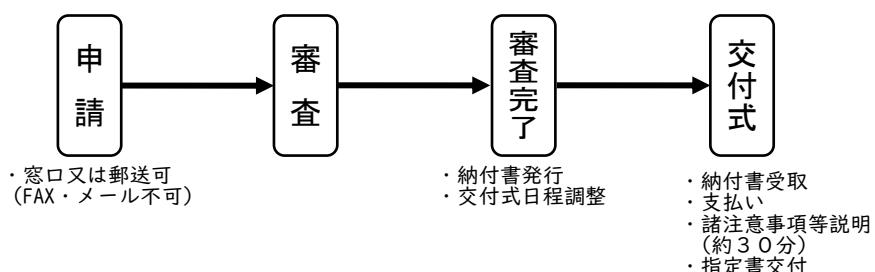
2. 各申請（指定・更新・変更）

※必要な提出書類は3章（各申請に必要な書類）をご参照ください。

（1）指定【標準処理期間：30日間】【手数料：10,000円】

新規に指定を受けようとする場合の手続きです。

<申請の流れ>



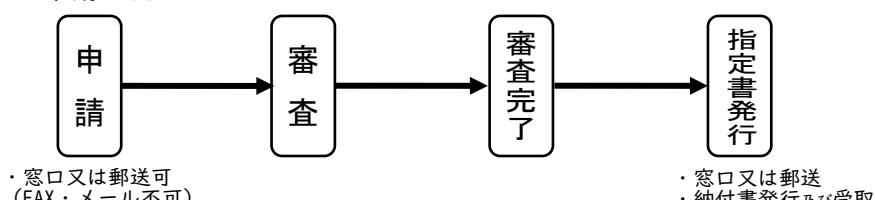
<注意事項>

- ①指定の基準（巻末記載）を満たしている必要があります。
- ②指定後5年間有効。指定の更新（次項記載）を行わない場合は失効となります。
- ③標準処理期間は、30日間となりますので余裕をもってご提出ください。
- ④交付式当日に納付書（手数料：10,000円）を受取り、当局料金センターでお支払い後、交付式となります。
- ⑤交付式前（審査完了後）に予め納付書発行及び支払いも可能です。納付書の郵送を希望する場合は、長形3号返信用封筒（切手有、宛名・住所記載有）を申請時に同封下さい。

（2）更新【有効期限の30日以内】【手数料：10,000円】

既に指定を受けている事業者で指定の更新を行う場合の手続きです。申請内容は、改めて指定の基準や運営状況を確認するもので、指定時と概ね同様です。指定の有効期限を迎える年度（指定後5年目）に手続きが可能です。

<申請の流れ>



<注意事項>

- ①有効期限の30日前までに申請を行って下さい。更新を行わない場合は失効となります。(失効後、再度指定する事は可能ですが、指定番号が変更となります)
- ②有効期限を迎える対象事業者に対して事前にメールにてお知らせします。
- ③納付書(手数料:10,000円)及び指定書は窓口受取または郵送が可能です。郵送希望の場合は、納付書用(長形3号返信用封筒(切手有、宛名・住所記載有))、指定書用(角形2号返信用封筒(切手有、宛名・住所記載有))を申請時に同梱下さい。
- ④交付式はありませんが、最新情報をホームページで確認するよう努めて下さい。

(3) 変更【期限は下表参照】【手数料:なし】【廃止・休止・再開含む】

以下の変更があった場合、期限までに遅滞なく変更手続きを行って下さい。

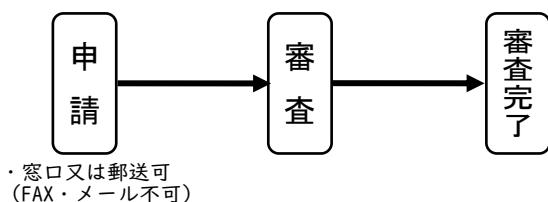
変更内容	期限
① 事業者(※)の名称・所在地	30日以内
② 事業所(※)の名称・所在地・廃止	
③ 会社・事業所の電話・FAX・メール	
④ 事業所の追加	
⑤ 代表者の交代・氏名	
⑥ 役員の変更(交代・就任・解任)・氏名	
⑦ 給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号	
⑧ 給水装置工事主任技術者の選任・解任	遅滞なく 但し、新規で事業所を追加したとき、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは14日以内 ※欠けるに至ったとき、かつ新たに選任出来ない場合は⑨廃止・休止
⑨ 廃止・休止	30日以内
⑩ 再開	10日以内

※『事業者』と『事業所』の違いについて

事業者:経営的事業を営む者ことで、事業者名は法人の場合「会社名(例:(株)＊＊*)」、個人の場合は屋号又は個人名義となります。

事業所:事業を行う場所(仕事を請負い、施工を行う事務所)を示します。

<申請の流れ>



<注意事項>

- ①万が一遅れた場合は、「顛末書（様式自由）」が必要となりますので、遅滞なく手続きをお願いします。
- ②電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更となった場合も必ず申請して下さい。

3. 提出書類【必ず『押印』した『原本』を提出】

下記の提出書類一覧から、申請内容に基づき必要書類（○印）を窓口又は郵送により提出して下さい。また、書類作成の際は、4章（各提出書類の注意事項及び記入例）をご一読のうえ、お間違いのないように記入して下さい。

<提出部数>

正本1部（A4サイズ）

<窓口>

場 所：	千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号 新館2階 ガス水道建設課窓口
営 業 日：	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間：	午前8時30分から午後5時

<郵送先>

宛 先：	〒275-8666 千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号 新館2階 ガス水道建設課 装置工事係 行き
補 足：	納付書や指定書の郵送を希望の場合は、別途、 <u>返信用封筒が必要</u> となります。下記要領にて申請時に提出して下さい。 <返信用封筒について> ①納付書の郵送を希望する場合 長形3号返信用封筒（切手有、宛名・住所記載有）を申請時に同封 ②指定書の郵送を希望する場合 角形2号返信用封筒（切手有、宛名・住所記載有）を申請時に同封 ※各封筒に「指定給水装置工事事業者申請関係 在中」と記載下さい

●提出書類一覧（「○」印：必要書類）

No	提出書類	指定 (新規)	更新	変更								(選任・解任) 主任技術者	廃止・休止	再開
				(名称・所在地) 事業者	(名称・所在地・廃止) 事業所	(電話・FAX・メール) 会社・事業所	(追加) 事業所	(交代・代表) 役員	(変更・氏名) 役員	(氏名・番号) 主任技術者				
1	指定給水装置工事事業者指定申請書 (第1号様式)	○	○											
2	誓約書(第2号様式)※1 役員の解任のみは不要	○	○	○				○	○	○				
3	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(第3号様式)			○	○	○	○	○	○	○				
4	指定工事事業者 廃止・休止・再開 届出書(第4号様式)											○	○	
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (第5号様式)	○	○					○			○			
6	給水装置工事主任技術者免状	○	○					○			○	○		
7	機械器具調書(別表(第4条)) ※3 器具(個別撮影)と保管場所の写真を添付 ※4 事業所の所在地の変更のみ必要	○	○		○			○						
8	事業所の所在地を示す地図と外観写真 ※5 所在地の変更がない事業所は不要	○	○		○		○	○						
9	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※6 個人の場合は住民票の写し	○	○	○				○	○					
10	定款 又は 寄付行為の写し ※7 個人の場合は不要	○	○	○				○						
11	指定書の原本(返却)		○	○				○				○		
12	新規及び更新時確認シート	○	○											
<u>提出期限</u>		—	3有効日期以内の 内	30日以内								遅滞なく ※2	30日以内	10日以内
万が一遅れた場合は、「顛末書(様式自由)」が必要となりますので、遅滞なく手続きをお願いします。														

※2主任技術者は、**新規で指定を受けたとき、新規で事業所を追加したとき、欠けるに至ったとき(事業所に主任技術者が不在)**、当該事由が発生した日から**14日以内**に新たに主任技術者を選任して下さい。欠けるに至ったとき、かつ新たに選任出来ない場合は、**⑦廃止・休止**の手続きを行ってください。

4. 各提出書類の注意事項及び記入例

各書類を作成の際、以下の注意事項と記入例を参考に記入して下さい。

<共通事項>

- ①届出者の情報（事業者名・住所・代表者名・電話番号）の変更を伴う場合は、変更後の内容で記入して下さい。
- ②押印欄があるところは、忘れずに押印して下さい。
- ③事業者名・事業所名・氏名の上にフリガナを記入して下さい。
- ④住所は省略せずに正確に記入して下さい。

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（第1号様式）

- ①記入する内容は、『履歴事項全部証明書（登記簿謄本）』に合わせて下さい。
役員の氏名は上記の『役人に関する事項』に記載の全員分、『事業の範囲』欄は上記の『目的』欄を記入して下さい。
- ②郵便番号、FAX番号を記入して下さい。
- ③裏面を忘れずに記入して下さい。

<裏面について>

- ④必ず1か所以上事業所（当局で事業を行う事業所のみ記入）を記入して下さい。
- ⑤事業書が本社と同じ場所であれば本社を事業所として記入して下さい。
- ⑥事業所を3か所以上登録する場合は、裏面の様式を複写して記入して下さい。
- ⑦事業所毎に給水装置工事主任技術者の選任、機械器具調書が必要です。
- ⑧事業所毎に余白に郵便番号・電話番号・FAX番号を記入して下さい。
- ⑨添付書の『履歴事項証明書』『定款または寄付行為』を写してご提出する場合は、原本証明の署名捺印をお願いします。

※原本証明記入例（他の書類も同様に記入して下さい）

書類の余白部分に右記を記載

○年○月○日
本書類は、原本と相違ありません
会社名 代表取締役 氏名 印

(2) 誓約書（第2号様式）

- ①代表者が交代した場合だけではなく、会社名の変更や役員の変更（就任・交代）でも都度提出となります。役員の解任のみの場合は不要です。
- ②『水道法第25条の3第1項第3号イからヘ』は巻末を参照下さい。

(3) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（第3号様式）

※『変更に係る事項』は、変更内容を端的に記入して下さい（記入例参照）

※下記の変更が複合する場合は、それらを満たす添付書類を提出して下さい。

※廃止・休止・再開は4号様式、主任技術者選任・解任は5号様式となりますので、
ご注意ください。

①事業者の名称・所在地

- 1) 所在地変更の場合は、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号を記入して下さい。
(変更が合い場合はその旨を記入して下さい)
- 2) 個人事業者→法人事業者、有限会社→株式会社等の変更も事業者の名称変更として
申請して下さい。

②事業所の名称・所在地・廃止

- 1) 所在地変更の場合は、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号を記入して下さい。
- 2) 事業所の所在地を示す地図と事業所の外観写真は、所在地の変更がない場合は不要。
- 3) 事業所の名称・廃止するときの場合、機械器具調書は不要です。

③会社・事業所の電話・FAX・メール

- 1) 添付書類はありません。
- 2) メールアドレスの登録を事業所毎に行いたい場合、事業所と紐づけて記入下さい。

④事業所の追加

- 1) 郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号を記入して下さい。
- 2) 追加する事業所分の添付書類（機械器具調書等）を作成して下さい。

⑤代表者及び役員の追加・廃止

- 1) 役員のみの場合は定款または寄付行為は不要です。
- 2) 役員の変更は誓約書を忘れずにご提出して下さい。（解任のみの場合を除く）

（4）指定工事事業者 廃止・休止・再開 届出書（第4号様式）

- ①廃止・休止・再開のうち申請内容に該当しないものは二重線を付けて下さい。
- ②主任技術者が不在になったとき等、指定の基準を満たすことが出来なくなった場合は
休止又は廃止を申請して下さい。
- ③休止→再開であれば、指定番号をそのまま残す事が可能です。

（5）給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第5号様式）

- ①選任・解任が同時にある場合は、用紙を分けるか、または選任者・解任者が分かるよ
うにご記入下さい。（氏名の上に【選任者】など）
- ②選任・解任のうち申請内容に該当しないものは二重線を付けて下さい。但し、選任解
任の両方を1枚に記入する場合は、取消線は不要とします。
- ③事業所毎に必ず本申請を行って下さい。
- ④免状を添付して下さい（技術者証不可）。但し、紛失により免状の再発行の手続をして
いる間は給水装置工事主任技術者証の写しても届出を受け付けますが、免状が再発行さ
れたら必ず写しを提出してください。
- ⑤新規で指定を受けたとき、新規で事業所を追加したとき、主任技術者が欠けるに至っ
たときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任するか、新
たに選任できない場合には、廃止・休止の手続きを行ってください。
- ⑥原則、複数の事業所に同じ給水装置主任技術者を選任することは出来ません。但し、

給水装置主任技術者がその職務を行うにあたって特に支障がないときは、兼任を認めます。

※「特に支障がないとき」に該当するかどうかは、法第25条の4第3項の職務を法施行規則第36条第1号及び第6号に基づき遂行できるかどうか等により判断となります。

(6) 機械器具調書（別表(第4条)）

①指定の基準である以下4つの器具をそれぞれ記入して下さい。

- 1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 4) 水圧テストポンプ

②『器具毎の写真』と『保管場所写真』を添付して下さい。

写真是名称も併せて記入して下さい。なお、器具名称は、調書の内容と照合できるようにして下さい。

③記入スペースが不足している場合は、本様式を複写して記入して下さい。

④登録する事業所毎に作成して下さい。

⑤裏面（事業所の名称・所在地）も忘れずに記入して下さい。

(7) 事業所の所在地を示す地図と外観写真

①外観写真は道路側から撮影して下さい。

（道路側から事務所が映らない場合は、道路側と事務所をそれぞれ撮影下さい）

②変更申請時、所在地の変更がない場合は不要です。

(8) 履歴事項証明書（登記簿謄本）

①発行から3か月以内のものを提出下さい。

なお、写しの場合は、原本証明の署名捺印付きあれば提出可能です。

（記入方法は上述（1）をご参照ください）

②個人の場合は、住民票の写し（発行から3か月以内）を提出下さい。

(9) 定款又は寄付行為の写し

①原本証明の署名捺印を付けて下さい。

（記入方法は上述（1）をご参照ください）

②個人の場合は不要です。

(10) 新規及び更新時確認シート

①本資料は、指定の基準ではありませんが、当局及び水道利用者が指定給水装置工事事業者の運営状況を把握するためのものです。受講実績等従業員によく聞き取りを行ったうえ、記入下さい。

- ②記載の各項目は、水道利用者向けにホームページ等に公開する場合があります。非公開を希望する場合は、公表不可を選択して下さい。
- ③添付を求めている項目もありますので、ページ毎によく読んで忘れずに添付して下さい。

(11) 各様式記入例

次葉以降参照

*申請様式集は、下記のQRコード又はホームページアドレスより該当ページを開き、該当ファイル（word又はpdf形式）をダウンロードして下さい。

①QRコード



②ホームページアドレス

https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/gasu_suido_kensetsu/kyusui_jigyosya.html

指定給水装置工事事業者指定申請書（記入例）

習志野市企業管理者宛て

押印

令和〇年〇〇月〇〇日

申請者	氏名又は名称 〒275-0017 千葉県 習志野市藤崎〇一〇一〇	印
	代表者 氏名 電話番号 FAX番号を記入	代表取締役 習志野 太郎 047-475-0000 047-475-0000 (FAX)

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
フリガナ 氏名 代表取締役 習志野 太郎	フリガナ 氏名 取締役 企業 史郎	フリガナを記入 監査役 スイドウ ゴロウ 水道 吾郎	
「履歴事項全部証明書」の 『役員に関する事項』に記載の全員分			
事業の範囲	1. 水道施設工事業 2. 給排水設備工事業 3. 衛生設備工事業		
機械器具の名称、性能及び数		別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

第1号様式の裏面

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	習志野A支店
上記事業所の所在地	千葉県 習志野市藤崎〇一〇一〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
キギョウ シロウ 企業 史郎	第〇〇〇〇〇〇号
スイドウ ゴロウ 水道 吾郎	第〇〇〇〇〇〇号
<ul style="list-style-type: none"> ・必ず1か所以上事業所（当局で事業を行う事業所）を記入 ・事業書が本店と同じ場所であれば本店を事業所として記入 	
余白に郵便番号・電話番号・ FAX番号を記入	
電話番号 047-475-0000 FAX 047-475-0000	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	習志野B支店
上記事業所の所在地	千葉県 習志野市藤崎〇一〇一〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
キギョウ ジロウ 企業 次郎	第〇〇〇〇〇〇号
スイドウ サブロウ 水道 三郎	第〇〇〇〇〇〇号
<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う予定のない事業所は登録不要 ・事業所毎に給水装置工事主任技術者の選任が必要 	
電話番号 047-475-0000 FAX 047-475-0000	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

誓 約 書 (記入例)

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇〇月〇〇日

押印

氏名又は名称

株式会社習志野

印

住 所

習志野市藤崎〇一〇一〇

申請者

代表者 氏名

代表取締役 習志野 太郎

電 話 番 号

047-475-〇〇〇〇

習志野市企業管理者 宛て

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（記入例）

習志野市企業管理者 宛て

変更後の事業者名	押印	令和〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社藤崎	印
届出者 住 所	習志野市藤崎〇一〇一〇	
代表者 氏 名	代表取締役 習志野 太郎	
電 話 番 号	〇47-475-〇〇〇〇	

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	フジサキ 株式会社藤崎	変更後の事業者名	
住 所	習志野市藤崎〇一〇一〇		
フリガナ 代表者の氏名	ナラシノ ジロウ 代表取締役 習志野 次郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
会社の名称	ナラシノ 株式会社習志野	フジサキ 株式会社藤崎	令和〇年〇〇月〇〇日
代表取締役	ナラシノ タロウ 習志野 太郎	ナラシノ ジロウ 習志野 次郎	令和〇年〇〇月〇〇日
新任のみは変更前記入不要			フリガナ
取締役		ナラシノ ハナコ 習志野 花子	令和〇年〇〇月〇〇日
事業所の追加	ナラシノ A シテン 習志野 A 支店	ナラシノ B シテン 習志野 B 支店	令和〇年〇〇月〇〇日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

~~廃止~~

該当しないも
のを二重線

指定工事事業者 休止届出書（記入例）

~~再開~~

習志野市企業管理者 宛て

押印

令和〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称 株式会社習志野
届出者 住 所 習志野市藤崎〇一〇一〇
代表者 氏名 代表取締役 習志野 太郎
電話番号 〇47-475-〇〇〇〇

~~廃止~~

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の休止の届出をします。

~~再開~~

該当しないも
のを二重線

フリガナ 氏名又は名称	ナラシノ 株式会社習志野
住 所	習志野市藤崎〇一〇一〇
フリガナ 代表者の氏名	ナラシノ タロウ 習志野 太郎
(廃止 ・休止・ 再開) の 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日 該当しないも のを二重線
(廃止 ・休止・ 再開) の 理 由	主任技術者が不在となったため 該当しないも のを二重線

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書（記入例）

習志野市企業管理者宛て

該当しないもの
を二重線

押印

令和〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称	株式会社習志野	印
届出者 住 所	習志野市藤崎〇一〇一〇	
代表者 氏名	代表取締役 習志野 太郎	
電話番号	047-475-〇〇〇〇	

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任
~~解任~~
の届出をします。

該当しないもの
を二重線

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	習志野 A 支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
キギョウ シロウ 企業 史郎	第〇〇〇〇〇〇号	令和〇年〇〇月〇〇日
スイドウ ゴロウ 水道 吾郎	第〇〇〇〇〇〇号	令和〇年〇〇月〇〇日
スイドウ ハナコ 水道 花子	第〇〇〇〇〇〇号	令和〇年〇〇月〇〇日

- ・選任と解任が同時にある場合は、用紙を分けるか、または
- 選任者・解任者が分かるようにご記入ください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

別表（第4条）

機 械 器 具 調 書 (記入例)

令和〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	形 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ 等	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	
管の切断用の機械器具	やすり	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	
	ねじ切り器 等	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	
	パイプレンチ	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	〇〇〇〇〇〇〇〇	1	

型式、型番、性能、寸法、
メーカー等を記入

- ・『器具毎の写真』と『保管場所写真』を添付
写真は名称も併せて記入（上記に記載した器具名称等）
- ・記入スペースが不足している場合は、本様式を複数枚提出して記入
- ・登録する事業所毎に作成

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。

別表の裏面

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	事業所の所在地
習志野A支店	千葉県 習志野市藤崎〇一〇一〇

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定（更新）確認事項（記入例）

習志野市企業管理者 宛て

押印

令和〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称	株式会社習志野	印
届出者 住 所	習志野市藤崎〇一〇一〇	
代表者 氏名	代表取締役 習志野 太郎	
電話番号	〇47-475-〇〇〇〇	

①指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所	習志野 A 支店			
営業日 (〇×表記)	月	○	金	○
	火	○	土	○
	水	○	日	×
	木	○	祝	×
営業時間 (24 時間表記)	9時 〇〇分 ~ 18時 〇〇分			
漏水修繕 対応可否 (〇×表記)	埋設部	○	屋内	○
修繕対応時間 (24 時間表記)	9時 〇〇分 ~ 18時 〇〇分			
工事 対応可否 (〇×表記)	道路側 (メーターまで)	○	宅内側 (メーター以降)	○
その他 自由記入欄	第1及び第3土曜日は休業日です。 上記に当てはまらない 日時はこちらに記入			
	公表 ■可 □不可			

※事業所ごとに業務内容が異なる場合は、本様式を必要枚数コピーして記入下さい。

※公表にはウェブサイト等への掲載を含みます。（以降のページも同様）

（次葉へ続く）

②指定給水装置工事事業者研修の受講実績（過去5年以内）

受講実績の有無		<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	公表 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
受講実績あり (証明書類の写しを添付)	受講した講習会 の実施団体名	〇〇市企業局	
	受講年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
未受講の場合	理由 (非公表)	添付して下さい	

※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい。

③給水装置主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

受講者名 (公表対象外)	研修会名 実施団体	受講年月日
キギョウ シロウ 企業 史郎	給水装置工事主任技術者研修 (公財)給水装置技術振興財	令和〇年〇〇月〇〇日
スイドウ ゴロウ 水道 吾郎	給水装置事故事例研修 自社内研修	令和〇年〇〇月〇〇日
公表 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい。

※行数が不足する場合は、本様式を必要枚数コピーして記入下さい。

(次葉へ続く)

④配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施工する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

(注) 前述の工事対応可否で「道路側」を可能(○)とした事業者は以下回答下さい。
(「道路側」を不可とした事業者は回答不要です)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	経験の有無 (本管の管種毎に○×表記)		保有資格等 (複数記入可)	工事 実績 (年度)
	高密度 ポリエチレン管	ダクタイル鋳鉄管 又は ポリエチレン管		
キギョウ シロウ 企業 史郎	○	×	水道給水用ポリエチレン 管施工講習会	令和〇年度
公表 ■可 □不可				

※保有している資格等を証明する書類（資格証等）の写しを添付して下さい。

※行数が不足する場合は、本様式を必要枚数コピーして記入下さい。

⑤給水装置工事に係る業務において連絡可能なメールアドレス

【登録済みの場合は記入不要】

当局から事務連絡（更新案内、注意喚起、検査指摘事項等）を連絡可能なメールアドレスを記入下さい

メールアドレス (・・@・・.co.jp 等を表記)	利用者情報 (共有アドレスの場合は「組織名」、個人の場合は「役員」「主任技術者」等利用者の立場をご記入ください)
・・@・・.co.jp	株式会社習志野総務グループ共有アドレス

※原則アドレスの登録は1つでお願いします（登録は共有アドレスを推奨）。個人用のアドレスを登録された場合、担当者変更時は速やかに変更依頼を行って下さい。

【参考】

(1) 指定の基準（3要件）

①事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

②次に掲げる機械器具を有する者であること。

- ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ

③次のいずれにも該当しない者であること。

- イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として
国土交通省令で定めるもの
- ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から
二年を経過しない者
- ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる
相当の理由がある者
- ヘ. 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がある
もの

(2) 届出に係る関係法令

届出内容	水道法	水道法施行規則	習志野市指定給水装置工事事業者規程
指定の申請	第25条の2	第18条、第19条	第4条
指定の基準	第25条の3第1項	第20条	第5条
指定の更新	第25条の3の2	第18条、第19条	第4条
更新の基準	第25条の3第1項	第20条	第5条
変更 <small>（代表者・役員・会社・所在地・ 主任技術者・氏名等）</small>	第25条の7	第34条	第7条
主任技術者 <small>（選任・解任）</small>	第25条の4	第21条、第22条	第12条
廃止・休止・再開	第25条の7	第35条	第7条
指定（更新）確認事項	水道法第25条の8	第36条	第13条

【問合せ先】

問い合わせ先名	習志野市企業局 工務部 ガス水道建設課 装置工事係 給水装置工事担当
問い合わせ先電話番号	047-475-3295
問い合わせ先メールアドレス	kensemtu-k@city.narashino.lg.jp